

2017年
CTC
2

建設労働本部夏季闘争速報

No.10/2017年7月3日
〒060-0909 札幌市東区北9条
東1丁目北海道労働センター2F
TEL. 011(711)7377
FAX. 011(711)7388
e-mail/kenkoro-do@nifty.com

新・北海道石炭じん肺「住石」訴訟

住石は「終結共同宣言」に立ち戻れ

6月30日、新・北海道石炭じん肺「住石」訴訟の第16回口頭弁論が札幌地裁で開かれ、遺族原告の前谷テル子さんが意見陳述し、伊藤誠一弁護士団長が訴訟進行についての意見を述べました。このあと、岡山忠広裁判長が「第2会社」論についての所見を明らかにしました。口頭弁論後の進行協議で次回期日が9月22日に決まりました。

訴訟進行についての意見で伊藤弁護士団長は「この訴訟の第1回口頭弁論から2年半が経過し、この間に12名もの原告が亡くなった。裁判所の訴訟指揮で和解解決の前提条件が整いつつある」と述べるとともに、「2002年12月に『住友石炭関連じん肺問題終結共同宣言』をおこない、その後400人以上の患者について訴訟外での解決がなされてきた。住石はそこに立ち戻って解決すべきだ」と強調しました。

「第2会社」についても住石が責任を負うべき

岡山裁判長は所見で、住友石炭から経営分離した住友石炭赤平炭鉱(株)は、住友石炭の完全子会社であり分離後もそれまでと同じく採炭を行っていたことなどを理由に「(第2会社=住友石炭赤平炭鉱(株)についても)被告住石が安全配慮義務違反の責任を負うとするのが相当」と述べ、別会社だから責任はないという住石の主張を退けました。

このあと、今後の訴訟進行に関して、岡山裁判長は原告側が出した「病像」に関する意見書への被告の反論について「先の被告側の意見書では『じん肺診査ハンドブック』との関係が明確でなかった。CTの有用性についても明らかにするように」と述べました。

報告集会で増谷康博弁護士から「判決となるのか全体を和解で解決するのか現時点で方向が決まっていないが、裁判長が次回の期日で暫定的な心証を示すこともある。住石がどういう態度をとるのが迫られることになる」という報告がありました。

「お父さん、やっと楽になれたね」

前谷さんは2年前に亡くなった夫の秀雄さんについて、昭和31年から住友赤平と三井芦別で運搬夫として働いてきたこと、退職後の平成12年にじん肺管理3と認定されて平成26年には管理4となり、平成27年5月に転んで骨折したことで入院生活になったことなどを述べ、入院中の様子について「お父さんは、苦しさとおぼろげさのあまり、叫んだり、呼吸器を外そうとするので片時も目を離せませんでした」「咳や呼吸の苦しきから正気を失ってしまい、まともに会話ができなくなりました。暴れないように体を拘束されていたので、お父さんの状態は見るに堪えられませんでした」と涙をこらえながら陳述しました。そして平成27年6月に亡くなったとき「闘病中は涙を流す余裕もないくらい大変でしたが、お父さんの安らかな顔を見て『お父さん、やっと楽になれたね』と声をかけたことを今でも覚えています」「入院中に一度だけ正気に戻った様子で、私の方を向いて『俺、死にたくないなあ』と言った時の切ない表情は忘れることはできません」と述べました。そして、住石に対して「お金をいくら払ってもらったとしても許すことはできません。それでも、お父さんの無念を考えると、裁判で訴えるしかありません」と1日も早い解決を求めました。